加美町放課後児童クラブ利用の保護者各位

令和９年度　加美町放課後児童クラブ利用料減免のご案内

重要　減免の申請は毎年必要です。

・放課後児童クラブ利用料減免を受けるためには、毎年度申請が必要です。
・生活保護や就学援助費の受給が決定されても、放課後児童クラブ利用料減免申請がないと利用料は減免されません。ご注意ください。
・申請書は、２月下旬頃に発送予定の「放課後児童クラブ利用承認通知」と一緒にお送りします。
・**放課後児童クラブ利用料減免申請の最終受付は令和９年３月３１日（水）です。期限を守って提出するようにお願いいたします。**

【対象世帯と減免額について】

① 生活保護の規定による保護を受けている世帯は全額減免となります。
② 就学援助費支給要綱で規定する準要保護（就学援助受給者）※1に認定される世帯は全額減免となります。
③ その他町長が特別の事情があると認める世帯は町長が認める額が減免されます。※2

※１　就学援助費支給要綱で規定する準要保護（就学援助受給者）について
●小学校から全児童にお知らせが配布されます。
新１年生については、２月に予定されている１日入学で配布されます。
●申請書の配布場所、提出先は在籍校または入学予定の小学校です。

※２　こども家庭課にご相談ください。

【提出書類と提出期限】

提出先：利用している各放課後児童クラブ

提出書類	提出期限
令和９年度の放課後児童クラブ利用申請書 **●裏面の「就学援助費支受給の有無」または「生活保護受給の有無」の該当の欄にチェックを忘れずに記載してください。**	令和８年１２月１８日（金）
放課後児童クラブ利用料減免申請書	令和９年３月３１日（水）
必要書類の提出 ・生活保護受給証明書または保護決定通知書の写し ・就学援助費認否決定通知の写し	令和９年７月３０日（金）

【減免の決定について】

放課後児童クラブ利用料減免申請書と必要書類写しを放課後児童クラブに提出いただいた後に審査します。
その後、利用料減免決定通知書を令和９年８月下旬までに発送いたします。

【その他】

・利用料減免申請を提出した世帯については、その決定がなされるまで利用料を徴収いたしません。
・就学援助受給者に認定されなかったなどの理由で、放課後児童クラブ利用料が減免されなかった場合は、後日まとめて徴収させていただきます。

利用料減免について　よくある質問

Q　就学援助費受給の審査結果が出てから放課後児童クラブへ申請するのですか？

就学援助費受給申請をした方は、就学援助費の審査結果を待たずに
令和９年３月３１日まで減免申請書を児童クラブへ提出してください。
（申請が遅れますと、利用料還付の手続きが発生する場合があります。）

Q　減免の申請が遅れてしまいました。申請月からの免除になりますか？

年度内であれば遡って減免の決定をし、支払った月分の利用料は還付の手続きを行います。

Q　新１年生は、直接、教育委員会から就学援助費の通知が届くのでしょうか？

２月に行われる１日入学で就学援助費についての説明があり、書類等が配布されます。
詳しくは、教育総務課にご確認ください。

Q　就学援助費の申請を年度途中に提出した場合、いつからの減免になりますか？

就学援助受給者に認定された月からの減免になります。

Q　４月から減免を受けていて、就学援助費認定の該当にならなかったらどうなりますか？

４月から７月までの利用料を、９月以降にまとめて徴収させていただきます。